

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第110号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年7月12日 18時33分ごろ	
発生場所	愛媛県北条市安居島北西方沖 安居島灯台から真方位298° 3.2海里付近（概位 北緯34° 05.7′ 東経132° 39.2′）	
事故等調査の経過	平成22年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 C. S. OCEAN（パナマ共和国）、20,236トン 9363273（IMO番号）、CARIBSTAR SHIPPING, S.A. B 漁船 福吉丸、3.7トン HS3-36515（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、パナマ共和国発給船長級 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 左舷船首揚網用ローラーに曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか19人が乗り組み、安居島北西方沖を約12.7ノットの対地速力で南進中、B船は、船長が1人で乗り組み、安居島北西方沖の漁場で漂泊中、平成22年7月12日18時33分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 3、視程 局地的に約300m 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.55m、船尾約5.41mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、安居島北西方沖を南進中、右舷側を追い越した漁船を視認後、ARPAを使用していたレーダーでB船を捕捉していたものの、画面の映像が鮮明でなく、また、B船が船首死角に入り、船長AがB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、漁場に到着後、船首を北に向けた状態で漂泊し、船長Bが、僚船と携帯電話で通話を開始したため、見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、安居島北西方沖において、A船が南進中、B船が漂泊中、A船が使用していたレーダーにおけるB船の映像が鮮明でなかったとともに、B船が船首死角に入り、B船に気付かず、また、B船が見張りを行わなかった	

ため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。